

鳥取梨生産振興事業及び柿ぶどう等生産振興事業実施要領

制定 平成 26 年 4 月 1 日第 201300206512 号

鳥取県農林水産部長通知

改正 平成 27 年 3 月 27 日第 201400200931 号

改正 平成 28 年 4 月 15 日第 201600004779 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日第 201600199434 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日第 201700321854 号

改正 平成 31 年 3 月 26 日第 201800342388 号

改正 令和 2 年 3 月 30 日第 201900339755 号

改正 令和 3 年 3 月 29 日第 202000323994 号

改正 令和 4 年 4 月 7 日第 202100333162 号

第 1 趣旨

鳥取梨生産振興事業及び鳥取柿ぶどう等生産振興事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付第 201300206510 号鳥取県農林水産部長通知）及び鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付第 201300206511 号鳥取県農林水産部長通知）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業実施主体

各要綱の別表 1 の第 2 欄に掲げる各事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 生産組織

農業者 2 戸以上を構成員とする団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約等がある組織のことをいう。

(2) 認定農業者に準ずる者

鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針で定める準経営体のことをいう。

(3) 産地計画において担い手と定められた者

果樹産地構造改革計画について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知（以下「果樹産地構造改革計画」という。））第 2 に基づき、産地協議会が定めた産地計画の担い手のことをいう。

(4) リース事業者

要綱別表 1 の第 2 欄の事業実施主体と同表の第 3 欄に掲げる施設、機械のリース契約を締結する事業者のことをいう。

第 3 事業内容及び留意事項

(1) 気象災害に強い施設整備事業

ア 事業内容

（ア）高機能を有する多目的防災網（従来品より軽量で網の展帳・収納作業が容易な上、雹や強風等から梨の果実を守る防災網）への更新

（イ）防風ネット（果樹園周囲を囲むように設置するもの）の更新

イ 対象品目

日本なし

ウ 補助対象経費

補助対象経費はアの（ア）については、既存の多目的防災網の撤去費及び廃棄料、並びに高機能を有する多目的防災網の設置費とする。なお、高機能を有する多目的防

災網の規格は、目合いを縦横とも9mm以下、糸の太さを縦横ともに440dtex以上、重量を90g/m²未満とし、いずれも満たすものとする。

また、サイドネットに係る撤去費及び廃棄料、並びに設置費も対象にできる。なお、サイドネットの規格は限定しないものとする。

アの(イ)については、防風ネットの撤去費及び廃棄料、並びに設置費とする。なお、防風ネットの規格は限定しないものとする。

(2) 「新甘泉等」特別対策事業、ジョイント栽培拡大事業、「輝太郎」特別対策事業及び柿ぶどう等生産拡大事業の生産基盤整備対策

ア 事業内容

イの対象品種の新植、改植、高接ぎ（一挙更新に限る）による品種転換、対象品種の果樹園（高接ぎ順次更新等により完全に品種が転換したものも含む）への施設整備及び機械導入等を行う事業とする。

イ 対象品種

各細事業の対象となる品目・品種は、次のとおりとする。

(ア) 「新甘泉等」特別対策事業

「二十世紀」、「新甘泉」及び「王秋」

「二十世紀」は、「二十世紀」の他、「早生二十世紀」、「おさ二十世紀」、「ゴールド二十世紀」及び「おさゴールド」の5品種。

「二十世紀」の新植、改植、果樹棚、網掛け施設及びハウス施設の整備を行う場合、ジョイント栽培又は袋掛け回数削減栽培を対象とする。

(イ) ジョイント栽培拡大事業

ジョイント栽培に取組む梨全品種。但し、「二十世紀」「新甘泉」及び「王秋」については、(ア)の対象となる事業内容を除いたもの。

(ウ) 「輝太郎」特別対策事業

「輝太郎」

(エ) 柿ぶどう等生産拡大事業

果樹産地構造改革計画第2に基づき、産地協議会が産地計画に定めた生産を振興する品目、品種のうち梨を除いたもの。但し、「輝太郎」については、(ウ)の対象となる事業内容を除いたもの。

市町村及び地方事務所の長が、地域特産として振興すべき品種（すでに当該市町村で産地化されているものを除く）として補助金交付申請書を受理した梨以外の品目、品種。

ウ 植栽密度、下限面積

施工箇所毎の下限面積及び植栽密度は次表のとおりとする。

| 品 目 | 下限面積 | 植 栽 密 度 |
|-------|------|--|
| な し | 3 a | 【慣行栽培】20本/10a (50m ² に1本) 以上 【ジョイント栽培】100本/10a (10m ² に1本) 以上 |
| か き | 3 a | 17本/10a (59m ² に1本) 以上 |
| ぶ ど う | 2 a | 12本/10a (80m ² に1本) 以上 |
| も も | 3 a | 18本/10a (56m ² に1本) 以上 |

エ やらいや果樹園整備の取組

各要綱の別表2のやらいや果樹園整備の取組を実施する場合、生産組織は、やらいや果樹園に登録する果樹園の要件、登録期間等を定めるものとする。

生産組織は、やらいや果樹園に登録する果樹園の要件及び登録期間を定める場合、5a未満（ぶどうについては2a未満）の果樹園、8年未満の登録期間を定めてはならない。

生産組織は、やらいや果樹園を登録するときは、県、市町村、農業協同組合等の関係機関との審査会を開催し、登録の可否について意見を聴くとともに、これら関係機関と連携して果樹園の流動化や担い手確保の取り組みを行うものとする。

オ 「二十世紀」のハウスモデル園の設置

地域の生産者や新規就農者の栽培研修園として活用し、ハウス栽培技術の高位平準化を図る。

モデル園の整備後は、生産組織の指導員、農業協同組合や農業改良普及所の職員等が行う研修会、調査等に協力するとともに、収穫量や労働時間等の研修に必要なデータを提供する。

カ 防除用機械の導入に係る下限面積

防除用機械（スピードスプレーヤー）の導入にあっては、防除面積が農業機械導入計画書の利用規模の下限を概ね満たさなければならない。

防除面積がイの細事業、対象品種にまたがる場合、対象品種の面積又は植栽本数等により按分し、それぞれの事業の対象とができるものとする。

防除面積の内、対象品種の合計の割合が2分の1未満となった場合は、減少する割合に応じて補助率を下げることとし、3分の1未満の場合は補助対象としない。

キ 「王秋」の土壤改良機械の導入に係る下限面積

「王秋」の土壤改良機械の導入にあっては共同利用を要件とする。また規模決定根拠を示し、導入面積には規模決定根拠の下限面積を満たさなければならない。

土壤改良園地面積が「王秋」以外の品種にまたがる場合、「王秋」とその他の品種の面積又は植栽本数等により按分する。

土壤改良園地面積の内、「王秋」の合計の割合が2分の1未満となった場合は、減少する割合に応じて補助率を下げることとし、3分の1未満の場合は補助対象としない。

ク 適正な事業執行

事業実施主体は、本事業を実施する場合、過剰とみられるような施設整備及び機械導入を排除し、適正な能力、規模の事業を行うものとする。

事業実施主体は、施設整備及び機械導入する場合、原則として入札や相見積りにより契約業者を決定し、事業費の低減を図るものとする。

ケ 国事業の要件

各要綱の別表2の国事業の取組及びやらいや果樹園整備の取組による改植、高接ぎ、かん水施設、排水施設、園内道、網掛け施設、防風施設及び防霜ファンの整備を行う場合、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）の他、公益財團法人中央果実協会及び一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会の業務方法書の果樹経営支援対策及び果樹先導的取組支援事業（以下「国事業」という。）の要件を満たさなければならない。

コ 植栽した対象品種の処分

植栽したイの対象品種を8年以内に品種転換又は伐採する場合、事業実施主体は市町村長を経由して地方事務所の長へ承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。なお、結果樹面積の拡大や病害虫被害に伴う間伐はこの限りではない。

サ 耕作放棄地の農地再生

耕作放棄地を農地再生して植栽、果樹園整備する場合にあっては、農業体質強化基盤整備促進支援事業の対象となる耕作放棄地は、原則として、本事業により再生費用を事業対象とすることができない。

シ ジョイント仕立てを行う場合の特例

- (ア) ジョイント仕立てを行うため、2年生苗に育ててから植栽する場合においては、2カ年の経費をそれぞれの年度の事業対象とすることができます。なお、生育の悪かった苗木を2年目に本圃へ植栽しなかった場合、不足分を自力で育苗及び植栽することとする。
- (イ) ジョイント仕立てを行った場合、(3) の育成促進対策の奨励金の交付の有無に関わらず(3) のエの育成管理の状況報告を行うこととし、ジョイント仕立てを中止し慣行栽培に切り替えた場合は、(ア) のジョイント栽培の特例、処分した樹の苗木代及び特許料等に係る補助金返還を求めることがある。

ス 梨の網掛け施設の網、ハウス施設のビニールの整備時期

網掛け施設やハウス施設の整備に当たっては、網やビニール（以下、「網等」という。）の経年劣化等を考慮して、棚等の骨組み部分と網等部分との分離施工を可能とし、網等部分の整備を初結実以降の年度に行うことができるものとする。

セ 防霜対策設備の対象範囲

防霜ファンについては電気導入にかかる経費、防霜散水施設については水源確保に係る経費を除く。なお、ほ場の温度変化を観測するための気象モニタリングシステムについても原則、電気導入に係る経費を除くが、施設と一体的に整備する蓄電式電源については事業対象とできる。

ソ 「輝太郎」廃園対策の対象

要綱別表1の第6欄の廃園対策は、次のとおりとする。

- (ア) 高齢化等により果樹栽培（「輝太郎」よりも労働時間が長い品目）を中止する園に、「輝太郎」への全面改植及びそれに伴う既存施設の修繕等を行い、廃園化を未然に防ぐ取組
- (イ) 果樹栽培が中止された園への植栽及び果樹園整備の取組（他の品目へ転換した園は除く。市町村においては農業委員会、地方事務所においては農業改良普及所に当該園地が「輝太郎」の栽培適地であるか確認するものとする。）

タ 「輝太郎」等の交配樹の取扱い

「輝太郎」と合わせて「輝太郎」栽培に必要な交配樹を植栽する場合は、その交配樹も補助対象とができるものとする。

新規就農や規模拡大のため、梨柿等の交配樹が無い場合あるいは不足する場合においても、交配樹を補助対象とができるものとする。

チ リース事業の取組

リースによる施設、機械利用も事業対象とし、要綱別表1の第3欄に掲げる施設整備、機械購入に係るリース事業者の経費を補助対象とし、契約者のリース料を軽減する事業とする。

リース事業は、次により実施するものとする。

- (ア) 交付申請書、実績報告書等の提出は、リース事業者と契約者との連名で行うこと
- (イ) リース契約は、交付決定以降に行うこと
- (ウ) 間接補助金は、リース業者へ支払うこと

ツ 農業共済制度への加入

ハウス、網掛け施設等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、事業完了後、園芸施設共済に加入するものとする。また、植栽、高接ぎ等を実施した農業者においても、果樹共済または収入保険への加入に努めるものとする。

テ 農地の貸借を伴う場合

農地を借りて植栽等を行う場合は、農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間

管理事業の推進に関する法律の規定により、当該農地の利用権が設定された後に事業実施するものとする。

(3) 「新甘泉等」特別対策事業、ジョイント栽培拡大事業、「輝太郎」特別対策事業及び柿ぶどう等生産拡大事業の育成促進対策

ア 事業内容

(2) のイの対象品種の新植、改植による植栽、高接ぎ一挙更新（「二十世紀」を除く）による品種転換を行った者へ奨励金を交付する事業とする。

イ 奨励金の対象者、交付時期

奨励金の対象者は、本事業で(2)のイの対象品種を導入した者に関わらず、自力施行や他の事業を活用して導入した者も対象とできるものとする。

農業協同組合、生産組織が事業実施主体となって新植、改植、高接ぎ一挙更新の事業を実施した場合、事業実施主体を経由して生産者に奨励金を交付することができるものとする。

奨励金は、原則として、新植、改植による植栽、高接ぎ一挙更新による品種転換を行った年度に一括して交付するものとする。

ウ 下限面積及び植栽密度

奨励金の交付は、(2)のウの施工箇所毎の下限面積かつ植栽密度以上の新植、改植による植栽、高接ぎ一挙更新による品種転換を行った者を対象とする。

エ 育成管理の状況報告

奨励金を受け取った者は、新植、改植にあっては事業実施から4年経過した翌年度に、別記様式第1号によるほ場の育成管理状況報告書を市町村長へ提出し、報告書を受けた市町村長は、育成管理状況報告書の写しを同年の4月20日までに所轄の地方事務所の長へ提出するものとする。高接ぎにあっては事業実施の翌年度に別記様式第1号によるほ場の育成管理状況報告書を所轄の地方事務所の長へ提出するものとする。

オ 育成管理を中止する場合

奨励金を受け取った者が導入した果樹を育成期間中（新植・改植にあっては事業実施後4年間、高接ぎにあっては2年間）に伐採した場合、伐採面積に相当する奨励金を全額返還しなければならない。なお、次の（ア）から（エ）に該当する場合はこの限りではない。

（ア）結果樹面積の拡大や病害虫被害に伴う間伐

（イ）第3の(2)のイに掲げる他の対象品種への品種転換

（ウ）自然災害や農業者の死亡、病気等により営農が出来なくなり、代わりの農業者による育成管理も困難であると市町村長が認めた場合

（エ）上記以外で地方事務所の長と協議してやむを得ないと認められた場合

カ 再交付の禁止

旧要綱及び本要綱に基づく奨励金の交付は、植栽又は高接ぎの実施箇所毎に1回限りとする。

(4) 「新甘泉等」特別対策事業の高接ぎ奨励

ア 事業内容

組織的な高接ぎにより「新甘泉」の生産拡大を図る事業とする。

イ 一挙更新と順次更新

一挙更新とは、事業年度内に「新甘泉」を接ぎ木して品種転換を行い、以降は転換前の品種を収穫しない高接ぎの方法のことをいう。

順次更新とは、事業年度内に「新甘泉」を原則として1樹あたり平均で次表の本数以上接ぎ木して、年次的に既存品種から「新甘泉」へ切り替えていく高接ぎの方法の

ことをいい、概ね5年以内に品種転換を完了するものとする。なお、3月に行う接ぎ木は次年度事業と見なして良いものとする。

| | |
|--------------|-------|
| | 「新甘泉」 |
| 1樹あたり平均接ぎ木本数 | 9本 |

ウ 面積要件

事業実施する生産組織は、原則として、事業年度あたり次表のとおり構成員の数に応じた下限面積以上の高接ぎを実施するものとする。但し下限面積に達しない場合も事業対象と出来るが、事業実施主体への一律奨励金は交付せず、実施面積に応じた奨励金のみ交付するものとする。

| 生産組織の構成員の数 | 「新甘泉」の合計下限面積 |
|------------|-----------------------|
| 25戸以上 | 50a |
| 24戸から11戸 | 構成員の戸数に2a を乗じて得た面積 |
| 10戸以下 | 20a |

なお、天災等の不測の事態により、面積要件や構成員要件が達成できなかった生産組織は、自力で「新甘泉」の高接ぎ、植栽に取り組み、翌々年度までに面積要件や構成員要件を満たすこととする。

エ 奨励金の対象面積及び再交付の禁止

奨励金の対象面積は、「新甘泉」を接ぎ木した樹の本数で面積換算することとし、奨励金の交付は高接ぎを実施した箇所毎に1回限りとする。

オ 穂木譲渡等の特例

本事業により、要綱の様式第1号別記4に記載した穂木採取園（以下「穂木採取園」という。）から高接ぎ園（以下「高接ぎ園」という。）へ接ぎ木した場合に限り、育成者権者である鳥取県は、種苗法第33条の差止請求権及び第34条の損害請求を行使しないこととする。なお、穂木採取園及び高接ぎ園は、生産組織の構成員の果樹園でなければならない。

カ 穂木等の取扱いに係る遵守事項

生産組織は、オの穂木譲渡等の特例により本事業を実施するに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (ア) 穂木採取園以外から「新甘泉」の穂木を作成しないこと
- (イ) 穂木採取園から作成した穂木及び県から提供を受けた穂木について、高接ぎ園以外への接ぎ木を行わないこと
- (ウ) 高接ぎを実施した結果、余った「新甘泉」の穂木は、責任を持って処分すること
- (エ) 高接ぎ園の生産者は、「新甘泉」の穂木作成や苗木を生産して他人へ譲渡・販売しないこと
- (オ) (エ) の項目は「新甘泉」の育成者権が消滅するまで適用されること

キ 植栽した対象品種の処分の特例

旧要綱により植栽した（2）のイの対象品種を特別対策品種へ品種転換する場合については、生産組織の方針決定により実施する場合に限り本事業の対象とし、本事業の交付決定をもって、次世代鳥取梨ブランド創出事業実施要領第4の（1）のカ及びやらいや果樹王国復権事業実施要領第5の（1）のカの地方事務所の長の承認を受けたものとする。

植栽した対象品種の処分の特例に係る交付決定をした地方事務所の長は、当該事業について、市町村長へ報告するものとする。

ク 高接ぎにおける留意

生産組織は、エゾ斑点病等の病害の罹病や他品種の混入が起きないよう留意して、高接ぎの取り組みを実施しなければならない。

ケ 奨励金の支払い

事業実施する生産組織への一律奨励金は、概算払により交付できるものとする。

(5) 「新甘泉等」特別対策事業の苗木供給体制整備

ア 事業内容

「二十世紀」「新甘泉」及び「王秋」の苗木供給が不足しないように割り増しして苗木生産を行う事業及びジョイント栽培用の苗木供給に向けて大苗生産の技術を確立する事業とする。

イ 損金の計算

苗木が売れ残った場合の損金は、廃棄した苗の本数（製品にならなかつた苗を含めることができる）に事業実施主体の購入単価を乗じて得た額とする。

(6) 低コスト・体制強化事業

ア 事業内容

果樹栽培に係る機械の共同利用組織やオペレータ一体制を再整備し、廃園化防止、低コスト化及び産地維持等を図る事業とする。

イ 事業対象とする機械

要綱別表1の第3欄の別に定める機械は、市町村長及び地方事務所の長が、アの事業内容に沿って果樹栽培に必要な機械として補助金交付申請書を受理したものとする。

事業対象とする機械は、果樹栽培に使用する機械とし、トラクター等へ接続して使用するアタッチメント等も対象とすることができます。

他の作物の栽培等と併用して使用する頻度の高い機械、1台10万円未満の機械、選果に使用する機械は事業対象にならない。

ウ 導入機械の能力等

農業機械（スピードスプレーヤー等）の導入に当たっては、農業機械導入計画書の利用規模の下限面積を概ね満たさなければならない。

その他の機械にあっても、作業面積等に沿った能力の機械とし、過剰とみられるような機械の導入を排除しなければならない。

エ 事業費低減の取組

事業実施主体は、機械購入や作業道を整備するのに当たって、原則として入札や相見積りにより契約業者を決定するとともに、リース等による一時的な賃貸ともコストを比較検討するなどし、事業費の低減を図るものとする。

機械購入に当たっては、中古機械を事業対象とすることができます。

オ 事業効果の確認

事業実施主体は、補助金交付申請時に提出した産地低コスト・体制強化計画書に沿った取組を行い、導入機械の耐用年数の中間年及び最終年の実施状況を、年度末までに市町村長を経由して地方事務所の長へ報告するものとする。

機械の耐用年数の最終年の利用割合が70パーセント未満となった事業実施主体においては、改善計画書を作成し、その達成状況を市町村長を経由して地方事務所の長へ報告しなければならない。

カ リース事業の取組

(2) のチにより実施するものとする。

(7) ジョイント栽培拡大事業の育苗委託促進対策

ア 事業内容

事業実施主体が育苗受託者に対してジョイント栽培用2年生大苗の育苗の委託を行う事業とする。

イ 育苗受託者

育苗受託者が県内育苗業者（園芸事業者、農業協同組合、生産組織、農業公社、生産者等）であるものに限り補助対象とする。但し、事業実施主体自身がジョイント大苗の育苗を実施する場合は本事業の対象としない。

大苗の育苗受託者には責任もって苗木を管理できる育苗業者に委託すること。ジョイント仕立てに十分な長さの大苗が得られない場合や枯れた場合には受委託契約等の当事者間の取り決めにより対応することとし、本補助事業において県は苗木補償を行わない。

ウ 補助対象経費

補助対象経費は育苗受託者から事業実施主体に返された2年生大苗の本数分の経費とする。

エ 補助対象年度

補助金交付申請の前年度の大苗育苗委託開始以降を補助対象とする。本事業の実施確認は苗木の納品又は委託料の支払い、委託契約の完了報告を以て行う。

オ 対象品種

ジョイント栽培に取組む梨全品種とする。

(8) ジョイント栽培拡大事業の育苗開始支援対策（試作助成金）

ア 事業内容

鳥取オリジナル品種やその他の品種の苗木販売者である全国農業協同組合連合会鳥取県本部（以下、全農とつとめ）がジョイント栽培用2年生大苗育苗の試作を実施・支援する育苗業者に経費相当額の助成金を交付する事業とする。

イ 助成金の対象者

ジョイント栽培用2年生大苗の育苗を開始する育苗業者とその1年生苗木を供給する育苗業者とする。

ウ 交付対象年度

補助金交付申請の前年度の大苗育苗開始以降を交付対象とする。大苗育苗の開始は施設の設置や資材の調達または1年生苗木の受入れから見なす。

エ 助成金の支払い

県より事業実施主体の全農とつとめに育苗開始支援対策（試作助成金）補助金を概算払により交付できるものとする。

全農とつとめは県から補助金を交付された後、速やかに育苗業者に助成金を交付するものとする。また全農とつとめから山林樹苗協同組合等を経由して育苗業者に助成金を交付することができるものとし、全農とつとめから育苗業者に助成金が下りるまでに速やかに交付されるように努める。

オ 本事業の実施確認

本事業の実施確認は全農とつとめから育苗業者への助成金の支払いと育苗業者の納品報告を以て行う。

カ 育苗管理を中止する場合

助成金を受け取った者が育苗した苗を育苗期間中に育苗を中止したり伐採した場合は、その本数に応じた助成金を返還しなければならない。なお（ア）から（エ）に該当する場合はこの限りではない。

（ア）不測の生育不良や病害虫等により育苗を失敗し十分な苗木長にならなかつたり枯死した場合。

（イ）自然災害や育苗業者の死亡、病気、廃業等により育苗が出来なくなり、代わりの育苗業者による育苗管理も困難であると生産振興課長が認めた場合。

(ウ) 1年生苗木の育苗業者に育苗中止の責任がない場合。この場合、1年生苗木の育苗業者への助成金は返還を要さない。

(エ) 上記以外で生産振興課長と協議してやむを得ないと認められた場合。

キ 2年生大苗の処分

作成された2年生大苗については県の指示に従って処分することとする。

(9) ジョイント栽培拡大事業の育苗開始支援対策（予備苗確保助成金）

ア 事業内容

育苗委託中の苗の枯死や生育不良による2年生大苗の不足に備えて予備の大苗を確保するため、全農とつとりがジョイント栽培用2年生大苗の育苗を実施する育苗業者に経費相当額の助成金を交付する事業とする。

イ 助成金の対象者

ジョイント栽培用2年生大苗の育苗を開始する育苗業者とその1年生苗木を供給する育苗業者とする。

ウ 交付対象年度

補助金交付申請の前年度の大苗育苗開始以降を交付対象とする。大苗育苗の開始は施設の設置や資材の調達または1年生苗木の受入れから見なす。

エ 助成金の支払い

県より事業実施主体の全農とつとりに育苗開始支援対策（予備苗確保助成金）補助金を概算払により交付できるものとする。

全農とつとりは県から補助金を交付された後、速やかに育苗業者に助成金を交付するものとする。また全農とつとりから山林樹苗協同組合等を経由して育苗業者に助成金を交付することができるものとし、全農とつとりから育苗業者に助成金が下りるまでに速やかに交付されるように努める。

オ 本事業の実施確認

本事業の実施確認は全農とつとりから育苗業者への助成金の支払いと育苗業者の納品報告を以て行う。

カ 育苗管理を中止する場合

助成金を受け取った者が育苗した苗を育苗期間中に育苗を中止したり伐採した場合は、その本数に応じた助成金を返還しなければならない。なお（ア）から（エ）に該当する場合はこの限りではない。

（ア）不測の生育不良や病害虫等により育苗を失敗し十分な苗木長にならなかつたり枯死した場合。

（イ）自然災害や育苗業者の死亡、病気、廃業等により育苗が出来なくなり、代わりの育苗業者による育苗管理も困難であると生産振興課長が認めた場合

（ウ）2年生苗木の育苗業者に育苗中止の責任がない場合。この場合2年生苗木育苗業者への助成金は返還を要さない。

（エ）上記以外で生産振興課長と協議してやむを得ないと認められた場合

キ 2年生大苗の処分

作成された2年生大苗については県の指示に従って処分することとする。

(10) ジョイント栽培拡大事業の育苗開始支援対策（施設等整備）

ア 事業内容

ジョイント栽培用2年生大苗の育苗を開始する育苗業者が開始する際に育苗施設を設置したり、育苗資材を購入する事業とする。

イ 助成対象年度

補助金交付申請の前年度の大苗育苗開始以降を補助対象とし、交付申請前の着工を認める。大苗育苗の開始は施設の設置や資材の調達または一年生苗木の受入れから見なす。

ウ 施設、資材等の継続使用

本事業で育苗施設、かん水施設や、防草シート等連年使用する資材等を設置、購入した者は育苗を単年度で終了せず複数年継続するよう努めるものとする。

(11) ジョイント栽培拡大事業の新技術等実証モデル事業

ア 事業内容

ジョイント栽培における新技術や新品種栽培等を実証するモデル園を整備する事業とする。新技術は一年生長苗、既存仕立ての棚または自家結実する品種等を活用したジョイント栽培や新品種の「甘太」等、ジョイント栽培が現地に普及していない品種について実証する。

イ モデル園の整備目的及び園地、園主の選定

モデル園はジョイント栽培の普及促進及び新規就農者の研修等に利用する目的で整備し、園地、園主は、整備目的に沿って選定されることとする。

ウ モデル園整備後の活用

モデル園の整備後は、イの整備目的に沿って活用し、園主は、所属する生産組織の指導員、農業協同組合や農業改良普及所の職員等が行う研修会、調査等に協力するとともに、収穫量や労働時間等の研修に必要なデータを提供する。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月7日から施行する。